

旧合併協議会において 「合併時までに調整する」 として確認された合併協定項目一覧
「両市町の長が別に協議して定める」

行政制度・事務事業 調整結果等一覧

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
10	一般職の職員の身分の取扱い	職員数等	牟礼町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。		第10回
13	事務組織及び機構の取扱い		現在の牟礼町役場については、牟礼町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。 牟礼支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、牟礼町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整するものとする。 住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。 これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。		第10回
15	特別職の職員の身分の取扱い		牟礼町の特別職の職員(町長、助役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		第6回
16	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の状況	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。	第10回

凡例 は対応策・調整案を変更し、第1回会議に提案した事項

協定項目 番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認 会議
17	附属機関等の 取扱い		両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。 牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。		第7回
20	使用料・手数料等の取扱い		両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。		第7回
24 - 1	都市提携	国外都市との提携	高松市の制度に統一する。 ただし、エルバートン市との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。	・学生交換研修事業等については、地域間の交流事業としての継続も検討する。 ・職員交換研修事業については、合併時に廃止する。 ・牟礼町・エルバートン姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼地区住民の自主活動への移行を検討する。	第9回
24 - 1	都市提携	国内都市との提携	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。	・物産交流事業及びわんぱく使節団交流事業については、地域間の交流事業としての継続も検討する。 ・人物交流事業及び職員交換研修事業については、合併時に廃止する。 ・牟礼村・牟礼町姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼町地域の住民の自主活動へ移行する。	第9回
24 - 3	広聴広報事業	広報事業(その他)	高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。	・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。	第8回

【高松市・牟礼町合併協議会】

協定項目番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認会議
24-7	高齢者福祉事業	喫茶あんだら話事業	牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。	牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。	第10回
24-7	高齢者福祉事業	いきがい農園事業	牟礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。	牟礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。	第10回
24-9	児童福祉事業	放課後児童クラブ関係事業	牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。 ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。	牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、牟礼町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については合併時までに調整するものとする。 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。	第11回
24-9	児童福祉事業	公立児童館事業	牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。	牟礼町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。 なお、運営方法等については、合併時までに調整するものとする。	第11回
24-9	児童福祉事業	母と子の集いの家事業	牟礼町の母と子の集いの家については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。	牟礼町の母と子の集いの家については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。 なお、運営方法については、合併時までに調整するものとする。	第11回
24-10	その他の福祉事業	社会福祉協議会運営補助等事業	社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時までに調整する。	社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、牟礼町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時までに調整する。	第11回

【高松市・牟礼町合併協議会】

協定項目 番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認 会議
24 - 11	保健衛生事業	健康診査・がん検診	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までに調整するものとする。	第9回
24 - 13	商工・観光関係事業	計量検査事業	高松市の制度を適用する。	・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・牟礼町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 13	商工・観光関係事業	観光イベント振興事業	高松市の制度に統一する。 牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施するものとする。	・牟礼町が実施している観光イベントへの補助については、引き続き実施するものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までに調整するものとする。	第11回
24 - 13	商工・観光関係事業	むれ源平まちづくり協議会	牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとする。	牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとするが、具体的内容については、合併時までに調整を行うものとする。	第11回
24 - 15	建設関係事業	都市公園等	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、施設の管理運営方法等については、合併時までに調整するものとする。 なお、有料施設の使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一する。	第11回
24 - 15	建設関係事業	漁港開発審議委員会等	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。 なお、委員構成については、合併時までに調整するものとする。	第11回

協定項目 番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認 会議
24 - 16	交通関係事業	市・町民交通 傷害保障	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。 なお、牟礼町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。	第10回
24 - 17	上水道事業	受付・収納	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の水道料金等の収納委託については、合併時までに調整する。	第10回
24 - 19	消防防災関係 事業	防災行政無線	牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。	・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・市町の各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。 ・戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。	第10回
24 - 20	学校教育事業	学校給食	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整するものとする。	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の ・学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとする。 ・給食配送方法については、合併時までに調整するものとする。	第10回
24 - 21	社会教育事業	公民館	牟礼町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	牟礼町の公民館については、高松市に引き継ぐ。 牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。	第11回

協定項目 番号	協定項目	分類	調整案	対応策	確認 会議
24 - 21	社会教育事業	体育施設管理 運営	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、減免措置については、合併年度の翌年度から3年度に限り、現行のとおりとする。 牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時までに調整する。	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時までに調整する。 ・牟礼町の町民プール及び町民柔剣道場については、学校施設へ所管替えする方向で検討することとし、学校施設となった場合には、一般開放は行わないこととする。 	第11回
24 - 22	文化振興事業	文化団体の育 成・支援事業	高松市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ・牟礼町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。 ・牟礼町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して合併時までに調整する。 	第11回
24 - 22	文化振興事業	歴史資料館運 営事業	石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。 ・石の民俗資料館の年末12月29日～31日まで、1月29日～31日までの休館日は現行のとおりとする。 ・牟礼町学習センターの開館日、時間については、現行のとおりとする。 ・特別展観覧料は、高松市の制度に統一する。 ただし、観覧料の減免措置については、合併時までに調整するものとする。 	第11回
24 - 22	文化振興事業	栗山記念館運 営支援事業	栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。 なお、栗山記念館の管理運営に対する補助及び栗山祭に対する支援等の詳細については、合併時までに調整するものとする。 	第11回
24 - 23	その他の事業 (市・町民褒章 制度)	市・町民褒章 制度	高松市の制度に統一する。 牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。	牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時までに調整するものとする。	第9回

【高松市・牟礼町合併協議会】

協定項目 番号	協定項目	分 類	調 整 案	対 応 策	確認 会議
24 - 23	その他の事業 (葬斎関係事業)	葬斎場	牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとし、使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町斎苑は、高松市に引き継ぐものとする。 ・牟礼町斎苑の施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時までに調整するものとする。 ・合併後において、牟礼町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 	第11回
24 - 23	その他の事業 (葬斎関係事業)	市・町民葬儀	高松市の制度に統一する。 ただし、利用者への負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町斎苑使用葬儀の霊柩車の取扱いは、現行のとおりとする。 ・利用者の負担増に対する対応については、合併時までに調整するものとする。 	第11回